

農地法第5条第1項第6号に基づく届出 添付書類一覧表

1 添付が必要な書類

◎原本が必要
○原本の写し

✓	添付書類	正	副	備考
	土地登記事項証明書（全部事項証明書）	◎		
	土地の位置を示す地図 （住宅地図に類するもの）	○	○	
	届出地の公図等（届出地を着色）	○	○	
	土地利用計画図（排水計画・擁壁等を記入） （建築物がある場合は、建物平面図・配置図）	○	○	

2 受理通知書の受け渡しまでに提示が必要な書類

※提示のみであり、提出は必要ありません。

✓	添付書類	正	副	備考
	土地改良区の受理証明書等 ※羽島用水土地改良区：受理証明書 ※桑原輪中土地改良区：同意書	◎		※羽島用水または桑原輪中土地改良区で、別途手続きが必要です。

3 場合により添付が必要な書類

✓	添付書類	正	副	備考
	法人登記（現在事項全部証明）又は定款 ※原本確認を行います。	○		譲受人（借人）が法人の場合
	住民票又は戸籍の附票 ※原本確認を行います。	○		①土地所有者の住所が登記簿と相違する場合（登記簿上の住所と現在の住所が繋がるように） ②譲受人（借人）の住所が市外の場合
	仮換地指定通知書または仮換地指定証明書、 仮換地位置図、仮換地明細図	○		区画整理・土地改良施行中の場合
	競落人であることを証する書面	○		競売物件等の場合
	申請者が未成年である場合等、親権者等であることを証する書類	○		単独で法的行為等をできない場合
	委任状	○		代理人が申請手続きを行う場合
	その他参考となるべき書類			

※ 申請書は、**正副2通必要**です。

※ 農地法第5条第1項第6号に基づく届出は、**随時受付**しています。

※ 受理通知書発行までの処理期間は、受付から概ね7～10日間です。（祝休日、土曜日は除く）

※ 法人登記や住民票等の**原本還付を希望する場合は予めコピーをご用意**ください。

※ 届出等ご不明な点や詳細につきましては、

羽島市農業委員会事務局 ☎ (058) - 392 - 1111 内線(2632)までご連絡ください。